

札幌市文化芸術振興条例の一部を改正する条例案

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市文化芸術振興条例の一部を改正する条例

札幌市文化芸術振興条例（平成19年条例第12号）の一部を次のように改正する。

(1) 題名を次のように改める。

札幌市文化芸術基本条例

(2) 前文中「の振興についての」を「に関する施策についての」に、「の振興に関する」を「に関する」に改める。

(3) 第1条中「の振興に関し」を「に関する施策に関し」に、「の振興に関する」を「に関する」に改める。

(4) 第2条第1項中「の振興」を「に関する施策の推進」に改め、同条第2項中「の振興」を「に関する施策の推進」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第3項中「の振興」を「に関する施策の推進」に改める。

(5) 第3条及び第5条中「の振興」を削る。

(6) 第6条第1項中「の振興に関する施策」を「に関する施策」に、「の振興に関する基本的」を「に関する施策に関する基本的」に改め、同条第2項第1号中「の振興」を「に関する施策の推進」に改め、同項第2号及び第3号中「の振興」を削る。

(7) 第7条の見出し中「を振興する」を「に関する施策を推進する」に改め、同条第1項中「の振興」を「に関する施策の推進」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

(8) 第9条中「の振興」を削り、「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改める。

(9) 第10条中「の振興」を「に関する施策の推進」に、「かんがみ」を「鑑

み」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

文化芸術振興基本法の一部改正の趣旨を踏まえ、条例の題名を札幌市文化芸術基本条例に改めるとともに、文化芸術の振興に係る施策のみならず、関連分野と連携した施策も条例の対象となることをより明確にする等のため、本案を提出する。